

様式第8号

指定管理者の選定結果（公募用）

- 1 施設 の 名 称 静岡市支援センターみらい

- 2 指定管理者の名称 公益社団法人静岡県精神保健福祉会連合会

- 3 指 定 期 間 令和5年4月1日～令和10年3月31日

- 4 選定の経緯
 - (1) 公募
 - ア 募 集 期 間 令和4年10月11日～令和4年11月10日
 - イ 申 請 団 体 公益社団法人静岡県精神保健福祉会連合会
 - (2) 審査方法
 - ア 審査の種類
 - (ア) 書 類 審 査 令和4年11月28日
 - (イ) プレゼンテーション 令和4年11月28日
 - イ 審査委員会
 - 委員長 松田 毅（精神保健福祉課長）
 - 委 員 望月 巖（障害福祉企画課長）
 - 〃 大久保 聡子（こころの健康センター所長）
 - 〃 中村 倫也（静岡県精神保健福祉士協会理事・静岡市地域移行支援部会長）
 - 〃 鷺巣 幸男（元曲金三丁目自治会長）
 - ウ 審査基準（審査表）

様式第18号「指定管理申請者審査表」のとおり
 - エ 決定方法（審査方法）

各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。
 - (3) 審査結果
 - ア 選定された団体の名称及び点数
 - (ア) 名 称 公益社団法人静岡県精神保健福祉会連合会

(イ) 点 数 76.2点/100点満点 (市が設定した最低基準点70点)

(ウ) 指定管理料提示額 32,079千円

イ 総 評 (選定の理由等)

公益社団法人静岡県精神保健福祉会は、静岡県内の精神障がい者家族会の連合会であって、長年に渡り当事者とその家族の支援に携わるとともに、就労継続支援B型事業所や地域生活支援センターの施設運営実績があり、当事者やその家族の気持ちに寄り添った対応を基本としながら、精神障がい者の自立に向けた適切な支援が期待できる計画及びプレゼン内容であったため。

(4) 指定管理者選定委員会

委員長 総務局長

委 員 総務局次長、市民局次長、観光交流文化局次長、環境局次長、
保健福祉長寿局次長、保健衛生医療部長、子ども未来局次長、経済局次長、
農林水産部長、都市局次長

(5) 市議会の議決 令和5年3月17日

(6) 指 定 令和5年3月23日

(7) 公 告 令和5年3月30日

指定管理申請者審査表

施設の名称 静岡市支援センターみらい

基本項目	審査項目	比重①	評価②	点数①×②
事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。 【15点】	施設の運営方針が明確に示され、設置目的に沿った事業計画となっているか。	× 1		
	市が提示した仕様書の内容を十分に理解し、それが事業計画に反映されているか。	× 2		
	【所見欄】			
事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。 【30点】	市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。	× 1		
	利用者ニーズの把握と施設運営への適切な反映策が示されているか。	× 1		
	利用者サービス向上のための適切な方策が示されているか。	× 2		
	経費削減の適切な考え方とその具体的な方策が示されているか。	× 1		
	必要な収入、経費がすべて計上されており、収支計画は妥当か。	× 1		
	【所見欄】			
事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。 【45点】	当該施設の指定管理者としての実績は十分か。又は、類似施設の管理運営は十分か。	× 2		
	定款等に定められた団体の業務内容が、指定管理を行うのに適しているか。	× 1		
	施設運営に必要な人材が確保され、適正な配置が見込めるか。	× 2		
	日常的な安全管理及び事故、災害など緊急時の対応について、具体的な対策が示されているか。	× 1		
	個人情報保護について、その重要性を認識し、対策を講じているか。	× 1		
	苦情解決や情報開示について、具体的な取り組みが示されているか。	× 1		
	地域や関係団体との連携について、具体的な取り組みが示されているか。	× 1		
【所見欄】				

0点 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。【1	財務諸表等の状況について、損益計算書又は収支計算書において損失が出ていないか、貸借対照表において債務超過となっていないか、流動比率は適正か。	× 1		
	過去数年間における利益又は損失の状況は適正か（損失が続いていないか）。	× 1		
	【所見欄】			

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1
 当該施設の指定管理者としての実績に関する審査項目の配点は、原則として満点の10%とすること。

満 点	最低基準 (70%)	合計点数
100点	70点	点

【意見欄】